

生食基発 0308 第 1 号
生食監発 0308 第 7 号
平成 29 年 3 月 8 日

各 (都 道 府 県)
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部基準審査課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」の一部改正について

下痢性貝毒を含む貝類の取扱いについては、平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」により取り扱っており、検査法については、平成 27 年 3 月 6 日付け食安基発 0306 第 3 号及び食安監発 0306 第 1 号「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（以下「本通知」という。）により通知しているところです。

本通知では、オカダ酸群（以下「OA 群」という）の認証標準品の供給が不安定であるため、当面の間においては昭和 56 年 5 月 19 日付け環乳第 37 号「下痢性貝毒の検査について」により試験を実施しても差し支えないこととしていますが、平成 28 年 4 月、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び国立研究開発法人産業技術総合研究所において研究された、OA 群の認証標準物質が一般向けに販売が開始されました。

これを受け、本通知について、別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので、取扱いについて御了知の上、対応方よろしく願います。

なお、本改正に伴い、平成 29 年 4 月 1 日をもって、昭和 56 年 5 月 19 日付け環乳第 37 号「下痢性貝毒の検査について」を廃止します。

○「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日食安基発0306第3号及び食安監発0306第1号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">食安基発0306第3号 食安監発0306第1号</p> <p>各 都道府県 保健所設置市 衛生主管部（局）長 特別区</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課長 厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課長 （公 印 省 略）</p> <p style="text-align: center;">下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について</p> <p>下痢性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品全部長通知）に基づき、機器分析法を導入することとし、オカダ酸（以下「OA」という。）群に対して0.16mgOA当量/kgの規制値を定めたところである。 今般、国立医薬品食品衛生研究所における検討の結果、別添のとおり試験法が報告されたので御了知されたい。</p> <p>別添、別紙1及び別紙2（略）</p>	<p style="text-align: right;">食安基発0306第3号 食安監発0306第1号</p> <p>各 都道府県 保健所設置市 衛生主管部（局）長 特別区</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課長 厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課長 （公 印 省 略）</p> <p style="text-align: center;">下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について</p> <p>下痢性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品全部長通知）に基づき、機器分析法を導入することとし、オカダ酸（以下「OA」という。）群に対して0.16mgOA当量/kgの規制値を定めたところである。 今般、国立医薬品食品衛生研究所における検討の結果、別添のとおり試験法が報告されたので御了知されたい。 <u>なお、現時点において、OA群の認証標準品の供給が不安定であるため、当面の間においては昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」により試験を実施しても差し支えないが、可食部1g当たりの毒量が0.05MU（マウスユニット）を超える結果が得られた場合は、本試験法によりOA群の定量を行い、食品衛生法第6条第2号の規定に違反するか判断すること。</u></p> <p>別添、別紙1及び別紙2（略）</p>